

総合評価落札方式における評価手法について（案）

1. はじめに

総合評価落札方式の評価手法については、解説資料に記載するもので、国等の調達担当者に対し、標準的な評価手法等（以下「標準評価手法等」という。）を示すものである。国及び独立行政法人等においては、標準評価手法等に従った調達を実施する義務は生じないものの、標準評価手法等に準拠することで、本来、財務大臣に対して必要となる個別協議が省略できるというメリットがある¹。

したがって、解説資料に記載する標準評価手法等については、産業廃棄物に詳しくない他の省庁等の調達担当者でも「わかりやすく」、実際の契約手続においても「簡便」かつ「一般的」となるようなものであることが期待される。

このため、総合評価落札方式の評価手法として現在採用されている手法について、それらの特徴を含め紹介しつつ、産業廃棄物の処理に係る契約に、どの様な方法が適当と考えられるか、以下に整理する。

2. 評価手法について

(1) 評価手法について

総合評価落札方式とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して契約相手方を選定するもので、価格と価格以外の要素（以下「業務要素」という。）をそれぞれ点数化し、比較する契約方式である。比較の方法としては、価格を点数化したものに、業務要素を点数化したものを足しあげる加算方式と、業務要素を点数化したものを価格を点数化したもので割る除算方式がある。

<加算方式と除算方式>

加算方式 評価点 = 価格の点数 + 業務要素の点数

除算方式 評価点 = (標準点 + 業務要素の点数) ÷ 価格の点数

※除算方式の場合、業務要素が 0 点の場合でも評価し得るようにするため、便宜上、標準点（一般的に 100 点）というものが設けられている。

加算方式、除算方式ともに、価格や業務要素の評価ウエイトを変えることにより、価格に重きが置かれる場合、業務要素に重きが置かれる場合それぞれ可能となるが、膨大な契約件数を処理する上での評価手法ということもあり、概ね、契約行為的な特性に類似性のある事業ごとに、その評価手法が分かれることが確認された。

¹ 財務大臣との包括協議が整った場合には、個別協議が不要となる。

表1 事業ごとの契約行為特性と評価手法の相違

対象事業	契約行為的な特性	評価手法	価格と業務要素の 評価ウェイト(運用事例)
研究開発事業	委任契約的な特性強い	加算方式	価格：業務要素 1：3 以内
調査事業	委任契約的な特性強い		価格：業務要素 1：2 以内
建設工事	請負契約的な特性強い	除算方式	標準点：業務要素 2：1 以内
自動車の購入・賃貸借	請負契約的な特性強い		標準点：業務要素 2：1 以内

表1に示した委任契約的な特性とは、当事者の一方が、法律行為又は法律行為でない事務を委託し、相手がこれを承諾することによって契約効力が発生するもので、「一定の行為」の遂行を目的とした契約のことを指す。例えば、研究開発事業や調査事業などは、業務遂行過程でターゲットとする成果目標が変わることもあり、合理的な理由があれば「解明できない」という成果もあり得ることになり、これらの事業は委任契約的な特性を有するものと整理することができる。このようなタイプの事業については、これまで一般的に契約相手方を選定する場合、受注金額もさることながら、提案内容の技術評価を重要視するケースが多くなっているものと考えられる。

他方、請負契約的な特性とは、当事者の一方が、ある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その契約効力が発生するもので、「当初予定した仕事の完成」の遂行を目的とした契約のことを指す。例えば、建設工事や製造・物品購入のように当初から得られる成果が決められているものがこれに該当するものと整理することができる。このようなタイプの事業については、これまで一般的に契約相手方を選定する場合、受注金額や業務遂行の質の高さを重視するケースが多くなっているものと考えられる。なお、業務仕様書によって得られる成果像が明確に特定されるほど、業務遂行の質に比べ、受注金額が重要視されるようになる傾向がある。

その結果、評価手法としては、価格の点数に業務要素の点数を足しあげる加算方式が、委任契約的な特性の強い研究開発事業や調査事業などに、また、業務要素の点数を価格の点数で除するという価格が基本となる除算方式が、請負契約的な特性の強い建設工事や自動車などの製造・物品購入にそれぞれ広く採用されている。なお、これまでこうした評価方式の採用に伴う特段の弊害は発生していない。

(後略)